

防衛省地方協力局長 殿

総務省行政評価局長

航空基地周辺の空気調和機器機能復旧工事の促進（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「私は、宮崎県にある新田原基地周辺に居住しており、10 年以上前に住宅防音事業に係る助成金を受けて空気調和機器の取付工事を行ったが、最近になって空気調和機器のうち冷暖房機（エアコン）が故障したため、空気調和機器の機能復旧工事の助成金を利用しようとしたところ、事業に係る予算が不足しているため、住宅防音工事希望届を提出してからエアコンが修理されるまで約 1 年以上待つていただくことになる旨の説明を受けた。エアコンなしで一夏を過ごすことは、健康に多大な害を及ぼすと思われるため、速やかに修理をしてほしい。」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、当局としては、下記のとおり、住宅防音工事の希望者に対して早期に工事が完了するよう引き続き関係財源の確保に努める必要があります。また、その際、特に高齢者、乳幼児、障害者の居住する住宅の防音工事が優先的に実施されるよう、各地方防衛局等に対し、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業の実施について（平成 25 年 4 月 9 日付け防地防第 5185 号地方防衛局長等宛て地方協力局長通知）の趣旨を徹底して事務処理を行うよう指導する必要があると考えますので御検討ください。

なお、これらに対する貴省の措置結果等について、平成 27 年 1 月 30 日までにお知らせください。

記

1 制度の概要

(1) 空気調和機器機能復旧工事の概要

防衛省は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 49 年法律

第 101 号。以下「環境整備法」という。) 第 4 条の規定に基づき、自衛隊等の航空機の音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、対象住宅の所有者等に対する住宅防音工事の助成を行っている。

助成に要する補助金の交付は、「防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱」(平成 23 年防衛省訓令第 14 号。以下「交付要綱」という。) 第 16 条により、予算の範囲内とされている。

本件相談に係る工事は、住宅防音工事(防音工事、空気調和機器機能復旧工事、防音建具機能復旧工事の 3 種類に大別される。)のうち、空気調和機器機能復旧工事である。同工事は、住宅防音事業が完了した日から 10 年以上経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器(冷暖房機、換気扇及びレンジフード)を対象として、機器の取替えを行うものである。

また、交付要綱では、i) 助成の措置は、住宅防音工事を行う補助事業者等に対する補助金の交付により行う(第 3 条)、ii) 補助の額は、工事に係る経費の 10 分の 9 とする(第 6 条)、iii) 地方防衛局長は工事を希望する者から住宅防音工事希望届(以下「希望届」という。)を提出させる(第 7 条)とされている。

## (2) 希望届提出から工事までの流れ

空気調和機器機能復旧工事を含む希望届提出から工事までの流れは、次のとおりとなっている。

- ① 空気調和機器機能復旧工事の希望者は、国に希望届を提出する。
- ② 国は工事対象住宅の審査を行い、対象となる場合、希望者に住宅防音事業補助金交付申込書を配布する。
- ③ 希望者は国に住宅防音事業補助金交付申込書を提出する。
- ④ 国は現地調査を行い、居住状況等申込内容の確認を行った上で、希望者に対して補助金の内定通知を行う。
- ⑤ 国は、希望者から提出された補助金交付申請書の内容を審査した上で希望者に交付決定を行う。
- ⑥ 交付決定以降、希望者は工事請負業者との契約に基づき工事を実施する。(以下、工事終了後の手続(工事完了検査等)は省略)

## (3) 高齢者、乳幼児、障害者の居住する住宅に対する住宅防音工事实施基準

防衛省は、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業の実施に関し必要な事項を定めるため、交付要綱第 26 条の規定に基づき、「防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業の実施について」

(平成 25 年 4 月 9 日付け防地防第 5185 号地方防衛局長等宛て地方協力局長通知。以下「局長通知」という。)を発出している。

局長通知において、空気調和機器機能復旧工事を含む住宅防音工事は、工事希望者から提出された希望届を防音工事及び機能復旧工事の各工事区分で整理し、原則として希望届の受付順に実施するものとするとしているが、i) 特に騒音が激しい地域に所在する住宅、ii) 高齢者、乳幼児、障害者の居住する住宅(以下「高齢者世帯等」という。)は、優先的に実施するものとしている。

## 2 当局の調査結果

### (1) 空気調和機器機能復旧工事の執行額及び施工世帯数

空気調和機器機能復旧工事は、平成元年度から実施されており、24 年度までに延べ約 25 万世帯の工事が実施されている。

最近 5 年間の実績をみると、下表のとおり、執行額は約 29 億円から 38 億円の間で推移しており、また、施工世帯数は、約 1 万 1,000 世帯から 1 万 4,000 世帯の間で推移している。

表 空気調和機器機能復旧工事の執行額及び施工世帯数の状況

| 区分    | 平成 20 年度  | 21 年度     | 22 年度     | 23 年度     | 24 年度     |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 執行額   | 約 32 億円   | 約 34 億円   | 約 38 億円   | 約 29 億円   | 約 31 億円   |
| 施工世帯数 | 約 1.1 万世帯 | 約 1.3 万世帯 | 約 1.4 万世帯 | 約 1.1 万世帯 | 約 1.2 万世帯 |

(注) 1 本表は、防衛省の資料を基に当省が作成した。

2 数字は概算である。

3 平成 24 年度の係る一世帯当たりの施工額は、約 26 万円となっている。

### (2) 平成 24 年度末における空気調和機器機能復旧工事未実施世帯及び 25 年度の希望世帯数の見込み

平成 24 年度末の時点で、約 1 万 5,000 世帯に対する工事が未実施となっており、25 年度の新たな工事希望世帯は、約 1 万 2,000 世帯を見込んでいる。

### (3) 地方防衛局等における高齢者世帯等への配慮の状況

防衛省は、上記 1 (3) のとおり、住宅防音工事を行うに当たっては、高齢者世帯等を優先して行うよう 9 地方防衛局(東海防衛支局を含む。以下同じ。)に通知しているが、当局において確認した結果、次のような状況がみられた。

- ① 平成 26 年 6 月 26 日に 9 地方防衛局のホームページを確認したところ、高齢者世帯等であることを希望届に記入する旨を記載しているのは、北関

東防衛局及び南関東防衛局のみであり、残る7地方防衛局では、このような記載がなかった。

なお、平成26年8月12日に改めて確認したところ、9地方防衛局のホームページで記載されていた。

- ② 平成26年6月9日に南関東防衛局において、25年度に工事を実施した厚木基地に係る希望届等を確認したところ、高齢者世帯等であることを希望届に記入する旨の注意事項が記載された様式が使用されており、その旨の記入のあった高齢者世帯等を優先する取扱いが行われていた。

一方、平成26年6月26日に九州防衛局で25年度に工事を実施した新田原基地に係る希望届等を確認したところ、高齢者世帯等であることを希望届に記入する旨の注意事項が記載された様式が使用されておらず、また、希望届提出後の現地確認等においても高齢者世帯等であることの確認は行われていなかった。

- ③ 各地方防衛局が作成する希望届は、地方防衛局、防衛事務所等から直接希望者に配布されているほか、住宅防音工事の対象区域を含む一部の市町村からも配布されている。

平成26年8月12日及び13日に住宅防音工事の対象区域を含む全国89市町村の中から16市町村を抽出して確認したところ、15市町村で希望届が配布されていたが、このうち12市町村では高齢者世帯等であることを希望届に記入する旨の注意事項が記載された様式が使用されていなかった。

また、希望届が配布されていた上記15市町村の中には、上記①の平成26年6月26日のホームページ確認において、高齢者世帯等であることを希望届に記入する旨の周知・広報をしていた北関東防衛局及び南関東防衛局管内の3市町村が含まれているが、このうち1市町村については、高齢者世帯等であることを希望届に記入する旨の注意事項が記載された様式が使用されていなかった。

### 3 防衛省地方協力局の意見

- (1) 空気調和機器機能復旧工事の待機世帯の解消について

住宅防音事業は周辺対策事業の重点施策として推進してきたところであり、今後も引き続き所要の予算確保に努め、可能な限り早期に工事を実施できるよう努めてまいりたい。

- (2) 高齢者世帯等への配慮について

高齢者世帯等への配慮について住宅防音工事の実施に際しては、局長通知により高齢者世帯等を優先することとしている。また、各地方防衛局等のホームページにおいても、高齢者世帯等で、工事を優先的にを行うことを希望する者は、

希望届の余白に、「高齢者」、「乳幼児」又は「障害者」と記入する旨を既に周知している。いずれにしても、高齢者世帯等の防音工事については優先的に実施してまいりたい。

#### 4 改善の必要性

環境整備法第1条によれば、この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とするとされている。

また、環境整備法第4条では、国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域に当該指定の際現に所在する住宅について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとするとしている。

すなわち、環境整備法は、防衛施設の周辺住民等の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としているものであることを考えると、環境整備法第4条に定める住宅防音工事についても適時に実施されるべきものであると考えられ、行政苦情救済推進会議の委員の総意としても同様の意見が聴かれた。

しかしながら、住宅防音工事に係る予算は限られており、防衛省も予算の確保には尽力していると思われるが、毎年の空気調和機器機能復旧工事は希望届件数の5割程度しか施工できていない現状にあり、当局の調査結果では、希望届の受理から工事の実施までに1年9か月を要する事例もみられた。

このような中で、防衛省は局長通知において、高齢者世帯等は優先的に実施するものとするとしているが、当局が各地方防衛局等における高齢者世帯等の優先実施状況を確認したところ、上記局長通知の趣旨が徹底されていない状況がみられた。

したがって、防衛省は、住宅防音工事の希望者に対して早期に工事が完了するよう引き続き関係財源の確保に努める必要があり、また、その際、特に高齢者世帯等の住宅防音工事が優先的に実施されるよう、各地方防衛局等に対し、局長通知の趣旨を徹底して事務処理を行うよう指導する必要がある。